明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（二九）　三
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（三〇）　六
〔条約〕
○社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定（九）　八
〔告示〕
○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件（総務一六七）　一九
○信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件（同一六八）　二四
○社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の効力発生に関する件（外務一七一）　二九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、公認会計士等の登録及び登録抹消、地方職員共済組合役員の異動関係　八一
地方公共団体
行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（法律第二九号）（総務省）

一　地方公務員法の一部改正関係

1　特別職に属する地方公務員

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職は、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限ることとした。（第三条第三項第三号関係）

2　会計年度任用職員の採用の方法等

(一)　(1)及び(2)に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の採用は、第一七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によることとした。（第二二条の二第一項関係）

(1)　一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）(2)において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

(2)　会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

(二)　会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めることとした。（第二二条の二第二項関係）

(三)　任命権者は、会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならないこととした。（第二二条の二第三項関係）

(四)　任命権者は、会計年度任用職員の任期が(二)の期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができることとした。（第二二条の二第四項関係）

(五)　任命権者は、(四)により会計年度任用職員の任期を更新する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならないこととした。（第二二条の二第五項関係）

(六)　任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならないこととした。（第二二条の二第六項関係）

(七)　会計年度任用職員の採用は、全て条件付のものとし、当該会計年度任用職員がその職において一月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になることとした。（第二二条の二第七項関係）

3　臨時的任用

人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないこととした。（第二二条の三第一項関係）